

事業所PRコーナーについて

- ・ハローワーク津島では、事業所の情報をわかりやすく伝えるために事業所のPRを規定の用紙に写真や事業の取り組みを掲示しています。
(津島所管内事業所とさせていただきます。)



留意事項

令和7年4月より改定

- ・掲示期間は、2週間です。
 - ・掲示回数は1求人につき、紹介期限内に1回まで可能。
 - ・用紙の規格は、約57cm×約90cmです。
 - ・PR用紙と一緒に求人票を一つ掲示ができますので、掲示したい求人票をお伝えください。
 - ・PR用紙のかわりにリーフレットでも可能です。(管外も可)
- ※NGワードあり(性別に関する採否表現、年齢制限等)
※ハローワーク津島 企業支援専門援助部門(5番窓口)で台紙をお渡しいたしますので、掲示希望の場合はお申し出ください。

リクエストを希望する事業所の皆様へ

対象求人

- ① 受理後、7日間以上経過した求人
- ② 求人有効期限まで2週間以上ある求人

【リクエストの流れ】

STEP1

リクエスト希望

マイページ上の求職情報やハローワークにて登録している求職者をリクエストしていただきます。

STEP2

希望求職者へ
連絡

ハローワークから、リクエストされた求職者にインターネットや郵送等にて連絡します。

STEP3

ハローワーク
よりご紹介

ご本人から希望があれば、事業所担当者様に連絡しますので、面接をお願いします。

【留意事項】

- ・ 求人票を持参のうえ、ハローワークまでお越しください。窓口にて、求人票以外のご希望や、採用したい人物像など、詳細をお聞きます。求人内容に詳しい方がご来所いただきますようお願いいたします。
- ・ 1ヶ月に1回、求人3件までリクエスト可能です。
- ・ 求人1件につき5人まで、最大10人を選択できます。
- ・ リクエスト対象者は面接選考とするようお願いいたします。
- ・ 過去に同一の求人を郵送している方には送付いたしません。
- ・ リクエスト後、2週間は求人を取り消さないようお願いいたします。
- ・ 対象求職者となるのは管轄内で受付した公開を希望する求職者のみです。

対象者が少ない、反応がないなどございましたら、他のサービスもございましたので窓口にご相談ください。

ハローワーク津島 担当窓口：企業支援・専門援助部門（5番窓口）
電話0567-43-3911

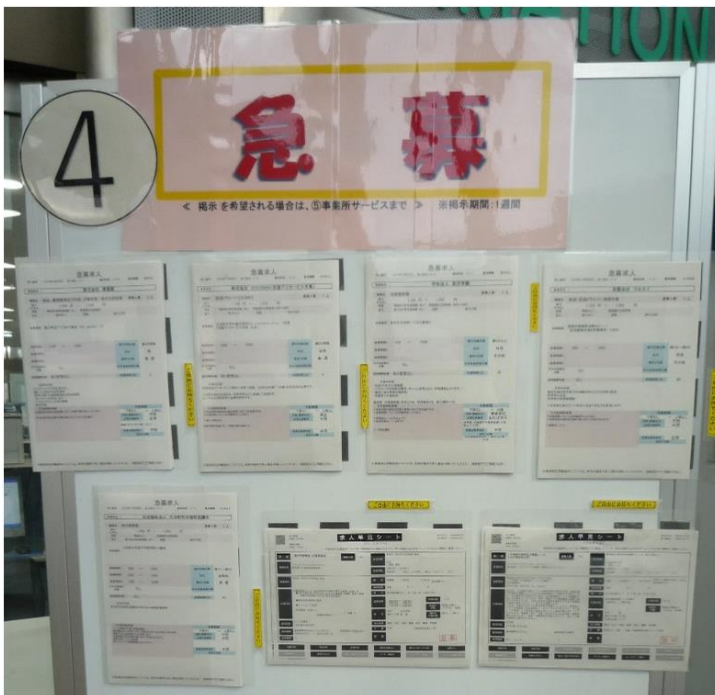
ハローワーク津島の入り口エントランスでは、 「急募求人」を掲示することができます！！

急募求人とは・・・

- ・早く人を採用したい
- ・多くの方に求人を見てもらいたい
- ・なかなか応募が来ない

(※求人内容の見直し、条件緩和、相談等も窓口にてご対応いたしますので、ご相談ください。)

など「急募求人」として貼り出しのご依頼をいただければ求人票（早見シート）を掲示することができます。



留意事項

- ・掲示期間は、1週間です。
- ・掲示回数は1求人につき、紹介期限内に1回まで可能。
- ・事業所PRも依頼されている場合は、事業所PRの掲載期間（2週間）が終わり次第掲示可能。（急募→PRでも可）
- ・紹介期限が1週間未満である場合は受理できません
- ・掲載の依頼は、来所もしくは電話でお伺いいたしますので、掲載したい求人番号をお伝えください。